

2 賃金・退職給付（一時金・年金）制度の改定と労働組合の対応に関する事項

(1) 正規労働者に係る状況

過去3年間に、労働組合が所属する事業所における正規労働者の賃金・退職給付（一時金・年金。以下同じ。）制度の改定の実施状況をみると、賃金制度又は退職給付制度の改定が61.6%で実施されており、改定が実施された事項としては、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」29.9%、「労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の見直し」28.6%、「業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）の見直し」28.5%などとなっている。

また、賃金・退職給付制度の改定に当たり、事項ごとに改定に当たっての労働組合の関与の状況をみると、「確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行」で「関与あり」が91.0%（このうち、79.2%が「労使協議機関で協議した」、25.4%が「団体交渉を行った」としている。）、「退職給付算定方法の見直し」で「関与あり」が90.3%（このうち、65.9%が「労使協議機関で協議した」、39.8%が「団体交渉を行った」としている。）、「業績や成果に応じて賃金を決定するやり方（例：業績給など）の見直し」で「関与あり」が89.7%（このうち、67.1%が「労使協議機関で協議した」、35.2%が「団体交渉を行った」としている。）などとなっており、94.5%が何らかの事項で関与があったとしている。（第6表）

(2) 非正規労働者に係る状況

過去3年間に、労働組合が所属する事業所における非正規労働者の賃金・退職給付制度の改定の実施状況をみると、賃金制度の改定又は退職金制度の導入が20.3%で実施されており、改定が実施された事項としては、「労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の拡大」14.4%、「昇給制度の導入」14.1%、「その他の賃金制度の改定」13.8%などとなっている。

また、賃金・退職給付制度の改定に当たり、事項ごとに改定に当たっての労働組合の関与の状況をみると、「昇給制度の導入」で「関与あり」が38.7%（このうち、57.4%が「労使協議機関で協議した」、34.7%が「団体交渉を行った」としている。）、「労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方（例：職能給など）の拡大」で「関与あり」が38.3%（このうち、63.8%が「労使協議機関で協議した」、37.3%が「団体交渉を行った」としている。）、「その他の賃金制度の改定」で「関与あり」が36.9%（このうち、59.3%が「労使協議機関で協議した」、33.8%が「団体交渉を行った」としている。）などとなっており、52.2%が何らかの事項で関与があったとしている。（第6表）

注：平成17年は改定事項別に調査していないため改定事項計の集計方法が今回調査と平成17年では異なっており、時系列比較の際には注意を要する。

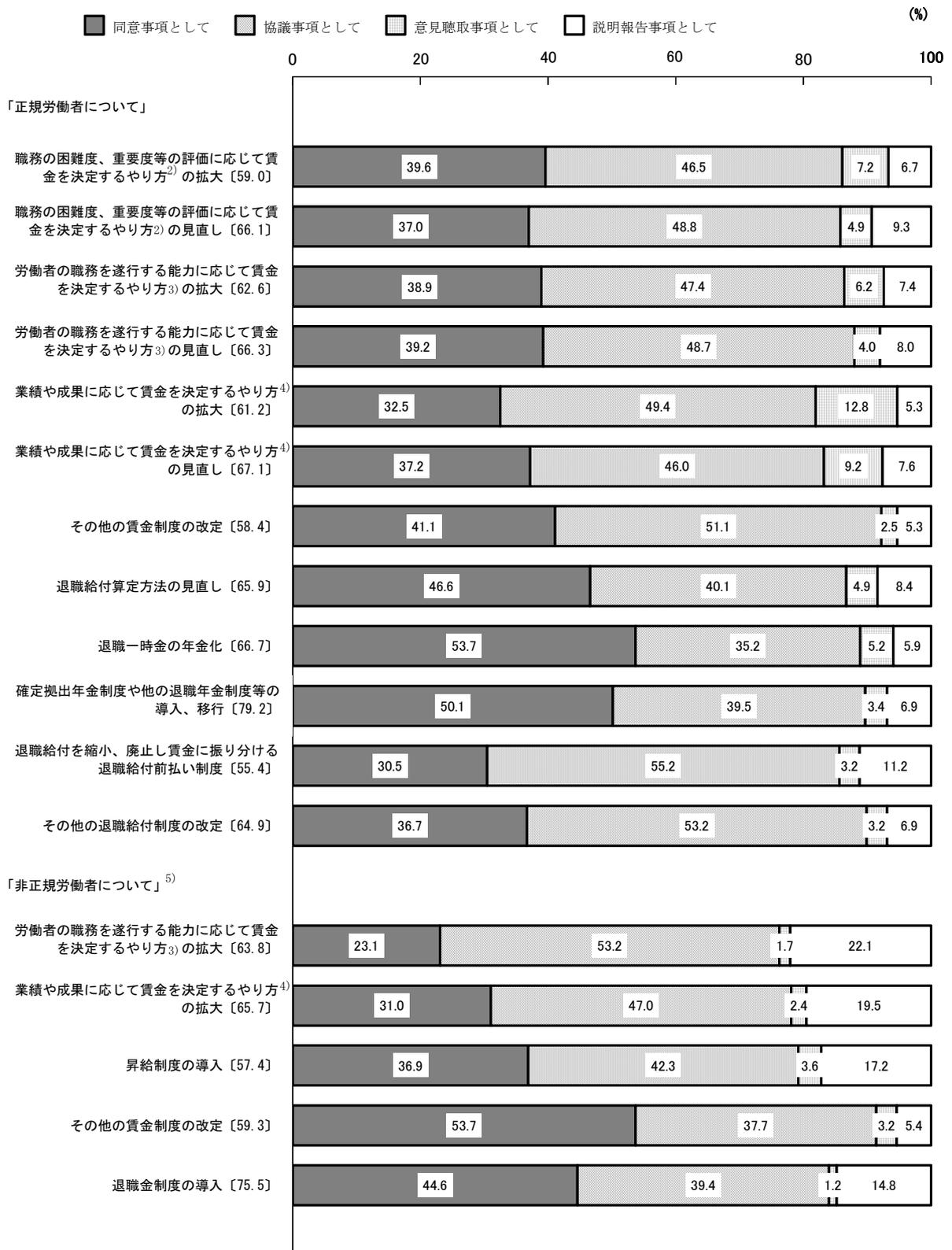
第6表 過去3年間における賃金・退職給付制度の改定事項別にみた改定実施の有無、改定に当たっての労働組合の関与の有無及び関与の仕方別労働組合割合

(単位：%)

区 分	計	改定が「実施された」	労働組合の「関与あり」		複数回答			複数回答		改定が「実施されなかった」	
			労使協議機関で協議した	同意事項として	協議事項として	意見聴取事項として	説明報告事項として	団体交渉を行った	その他		
「正規労働者について」 職務の困難度、重要度等の評価に応じて賃金を決定するやり方 ⁶⁾ の拡大	100.0	20.6	(86.2)	<59.0>	《 39.6 》	《 46.5 》	《 7.2 》	《 6.7 》	<45.2>	<7.5>	79.4
職務の困難度、重要度等の評価に応じて賃金を決定するやり方 ⁶⁾ の見直し	100.0	26.0	(88.2)	<66.1>	《 37.0 》	《 48.8 》	《 4.9 》	《 9.3 》	<39.6>	<6.6>	74.0
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方 ⁷⁾ の拡大	100.0	21.8	(87.7)	<62.6>	《 38.9 》	《 47.4 》	《 6.2 》	《 7.4 》	<44.1>	<7.5>	78.2
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方 ⁷⁾ の見直し	100.0	28.6	(89.3)	<66.3>	《 39.2 》	《 48.7 》	《 4.0 》	《 8.0 》	<39.0>	<6.3>	71.4
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方 ⁸⁾ の拡大	100.0	22.8	(86.2)	<61.2>	《 32.5 》	《 49.4 》	《 12.8 》	《 5.3 》	<40.7>	<7.3>	77.2
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方 ⁸⁾ の見直し	100.0	28.5	(89.7)	<67.1>	《 37.2 》	《 46.0 》	《 9.2 》	《 7.6 》	<35.2>	<6.0>	71.5
その他の賃金制度の改定	100.0	28.0	(88.6)	<58.4>	《 41.1 》	《 51.1 》	《 2.5 》	《 5.3 》	<45.2>	<4.5>	72.0
退職給付算定方法の見直し	100.0	23.2	(90.3)	<65.9>	《 46.6 》	《 40.1 》	《 4.9 》	《 8.4 》	<39.8>	<5.8>	76.8
退職一時金の年金化	100.0	15.0	(84.0)	<66.7>	《 53.7 》	《 35.2 》	《 5.2 》	《 5.9 》	<30.4>	<11.1>	85.0
確定拠出年金制度や他の退職年金制度等の導入、移行	100.0	29.9	(91.0)	<79.2>	《 50.1 》	《 39.5 》	《 3.4 》	《 6.9 》	<25.4>	<5.1>	70.1
退職給付を縮小、廃止し賃金に振り分ける退職給付前払い制度	100.0	9.0	(76.2)	<55.4>	《 30.5 》	《 55.2 》	《 3.2 》	《 11.2 》	<41.7>	<12.4>	91.0
その他の退職給付制度の改定	100.0	13.7	(82.9)	<64.9>	《 36.7 》	《 53.2 》	《 3.2 》	《 6.9 》	<35.1>	<7.2>	86.3
「正規労働者について」計	100.0	61.6	(94.5)	<73.0>	《 46.6 》	《 48.9 》	《 6.9 》	《 9.9 》	<41.0>	<6.6>	38.4
「非正規労働者について」 ⁹⁾											
労働者の職務を遂行する能力に応じて賃金を決定するやり方 ⁷⁾ の拡大	100.0	14.4	(38.3)	<63.8>	《 23.1 》	《 53.2 》	《 1.7 》	《 22.1 》	<37.3>	<8.4>	85.6
業績や成果に応じて賃金を決定するやり方 ⁸⁾ の拡大	100.0	13.7	(36.0)	<65.7>	《 31.0 》	《 47.0 》	《 2.4 》	《 19.5 》	<35.1>	<9.5>	86.3
昇給制度の導入	100.0	14.1	(38.7)	<57.4>	《 36.9 》	《 42.3 》	《 3.6 》	《 17.2 》	<34.7>	<12.5>	85.9
その他の賃金制度の改定	100.0	13.8	(36.9)	<59.3>	《 53.7 》	《 37.7 》	《 3.2 》	《 5.4 》	<33.8>	<10.9>	86.2
退職金制度の導入	100.0	11.7	(27.2)	<75.5>	《 44.6 》	《 39.4 》	《 1.2 》	《 14.8 》	<16.6>	<10.6>	88.3
「非正規労働者について」計	100.0	20.3	(52.2)	<64.3>	《 40.2 》	《 37.0 》	《 3.2 》	《 23.8 》	<36.8>	<9.7>	79.7
計	100.0	63.2	(93.5)	<74.1>	《 46.2 》	《 49.7 》	《 7.1 》	《 11.3 》	<41.8>	<7.2>	36.8
平成17年計	100.0	62.9	(96.0)	<88.3>	《 46.6 》	《 67.5 》	《 14.9 》	《 15.5 》	<43.5>	<3.3>	37.1

注： 1) ()なしの数値は、「不明」を除く全客体を100とした数値である。
 2) ()内の数値は、改定が「実施された」を100とした数値である。
 3) < >内の数値は、改定が「実施された」うち労働組合の「関与あり」を100とした数値である。
 4) 《 》内の数値は、改定が「実施された」うち労働組合の「関与あり」のうち「労使協議機関で協議した」を100とした数値である。
 5) 《 》内の数値について表側計、「正規労働者について」計、「非正規労働者について」計は複数回答である。
 6) 例：職務給など
 7) 例：職能給など
 8) 例：業績給など
 9) 派遣労働者を除く。
 10) 平成17年は改定事項別に調査していないため表側「計」の集計方法が今回調査と平成17年では異なっており、時系列比較の際には注意を要する。

第1図 賃金・退職給付制度の改定事項別にみた労使協議機関で協議した労働組合における関与の程度別労働組合割合
 (「労使協議機関で協議した」計=100)



注： 1) [] 内の数値は、「労働組合の関与あり」を100とした「労使協議機関で協議した」労働組合割合である。
 2) 例：職務給など
 3) 例：職能給など
 4) 例：業績給など
 5) 派遣労働者を除く。